平成28年度Web版消費者教育読本

対象
・特別支援学校（高等部）
・若者向け

ずーっと

ちえ と まなぶ の

役立つ お金の話

指導書（授業展開例・ワークシート解答例付）

期待される3つの効果

繰り返し練習することで、金銭の感覚を養える。

見えないお金の知識が身に付く。

契約トラブルを疑似体験できる。

東京都消費生活総合センター

はじめに

東京都消費生活総合センターでは、学校でのインターネット環境が整備されたことを受けて、平成18年度からWeb版の教材を作成しています。

今年度は、特別支援学校高等部の学生（軽度の知的障害者）を対象に、消費者トラブルの未然防止のみならず、社会に出てからの自立を目指して、契約トラブル事例やお金の使い方などについて学習できる教材を作成しました。教材の具体的なねらいは、以下の通りです。

【ねらい】

① 電子マネーやクレジットカードの特徴を知り、適切な使い方ができるようになる。
② 契約トラブルの事例を学習し、被害未然防止や万一トラブルにあった場合の対処法を身に付ける。
③ 家計管理を学習し、「使えるお金には限りがあり、収入の範囲でやりくりすることの大切さ」に気付く。

教材は、クイズやワークを用いて主体的に調べたり話し合ったりすることによって、思考力を高めることができるようになっています。また、授業で活用されることに重点を置き、教員向けの指導者用資料（パワーポイント）と指導書も作成しました。

当センターは、相談業務等を通して様々な消費生活の情報が集積される消費者教育の拠点でもあります。本教材をきっかけとして、教員のみなさんと当センターの間に、効果的な消費者教育を行うための、活発なコミュニケーションを進めていけることを願っています。

目　次

1. 特別支援学校高等部における消費者教育

1. 消費者教育の推進に関する法律と学校における消費者教育の必要性 …… 1
2. 東京都の都立学校における消費者教育の取組 …… 1

2. 教材紹介

1. Web版消費者教育読本の使い方 …… 2.3
2. Web版消費者教育読本及び指導者用資料(パワーポイント)解説のポイント …… 4～10
3. クーリング・オフの書き方(例) …… 11
4. 家計管理用仕分けシート「ワケルくん」の使い方 …… 12.13

3. 指導者のための押さえておきたい知識

1. 消費者教育の考え方 …… 14
2. 契約の基本　特別法のクーリング・オフ …… 15～17
3. 成年後見制度の後見人（保佐人）って何するの？ …… 18.19
4. 卒業後の家計管理のために …… 20.21

4. 授業展開例及びワークシート

1. 都立知的障害特別支援学校高等部における各教科等の消費者教育の扱いについて(例) …… 22.23
2. Web版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート　ステージ1 …… 24.25
   ステージ2 …… 26.27
   ステージ3 …… 28.29

1. 消費者教育の推進に関する法律と学校における消費者教育の必要性

消費者教育の推進に関する法律は、消費者教育に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、消費者教育の推進に関する必要事項を定め、消費者教育を総合的かつ一体的に推進することで、国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的として平成24年12月13日に施行されました。同法の基本理念として、消費者教育は、「消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれるように行うこと」や、「幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢や障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われること」が求められると示されています。

現行の特別支援学校の高等部学習指導要領の中では、知的障害特別支援学校の各教科等の目標及び内容として、次のとおり消費者教育に関わる内容が示されています。

各教科の内容を教科別の指導として行う場合と各教科等を合わせて指導を行う場合とで関連を図りながら、生徒が習得したことを実際の生活に役立てるように配慮しながら指導を行うことが必要です。

〈特別支援学校の高等部学習指導要領（平成21年3月　告示）〉（抜粋）

第2節　知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校
第1款　各学科に共通する各教科の目標及び内容
〔社会〕 1 目　標
社会の様子、働きや移り変わりについての関心と理解を一層深め、社会生活に必要な能力と態度を育てる。
2 内　容
2段階(4)　政治、経済、文化などの社会的事象や情報メディアなどに興味や関心を深め、生産、消費などの経済活動に関する事柄を理解する。
〔数学〕 1 目　標
生活に必要な数量や図形などに関する理解を深め、それらを活用する能力と態度を育てる。
2 内　容
2段階(1)　生活に必要な数量の処理や計算をする。
2段階(4)　生活に必要な金銭や時計・暦などを工夫して使う。
〔職業〕 1 目　標
勤労の意義について理解するとともに、職業生活に必要な能力を高め,実践的な態度を育てる。
2 内　容
2段階(4)　職業生活に必要な実際的な知識を深める。
2段階(6)　職業生活に必要な健康管理や余暇の計画的な過ごし方についての理解を深める。
〔家庭〕 1 目　標
明るく豊かな家庭生活を営む上に必要な能力を高め、実践的な態度を育てる。
2 内　容
2段階(2)　家庭生活における計画的な消費や余暇の有効な過ごし方について理解を深める。
〔情報〕 1 目　標
コンピュータ等の情報機器の操作の習得を図り、生活に必要な情報を適切に活用する基礎的な能力や態度を育てる。
2 内　容
2段階(4)　コンピュータ等の情報機器を利用した情報の収集、処理及び発信の方法が分かり、実際に活用する。

2. 東京都の都立学校における消費者教育の取組

東京都教育委員会では、東京都の教育振興計画として、平成25年4月に「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、平成28年4月に一部改定しました。計画期間を平成30年度までと変更し、長期的に取組むべき10の基本的な方向性と26の主要施策を示しています。

具体的には、「取組の方向3　社会的自立を促す教育の推進」の中で示されている「主要施策8　社会的・職業的自立を図る教育の推進」において、産業・就業構造が大きく変化している中で、様々な課題に柔軟に、かつ、たくましく対応し、社会人、職業人として自立していくことができるよう、消費者教育をはじめ、様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を育成する教育を推進していきます。

2.教材紹介

1. Web版消費者教育読本の使い方

本教材は授業で活用されることを想定して作成されています。授業に合わせて、好きなステージを好きな分だけ使えるようWeb版消費者教育読本、ワークシート、指導者用資料(パワーポイント)の3種類をセットにして、1つの単元を学習する仕組み

	ステージ1　お金の基本	ステージ2　契約トラブル
	どのくらい知ってる?お金の話	いい話ばかりじゃないからね
Web版 消費者 教育読本	●商品･サービスの値札と絵合わせゲームをすることにより、商品やサービスの大体の値段を知ることができます。 	●契約トラブル(4事例)について、振り返りポイント付きで学習できます。
	●財布の中のお釣りを少なくするまで、何度でも挑戦できるゲームです。 ちょっとした時間を活用して、店のレジで小銭を出す訓練ができます。 	
	●電子マネーを使ってジュースを買ったり、電車に乗ったりする疑似体験を通し、現金と電子マネーの特徴を学びます。 	
付録教材 (ダウン ロード)	●指導者用資料(パワーポイント) 適宜、各ステージにダウンロードして活用できます。 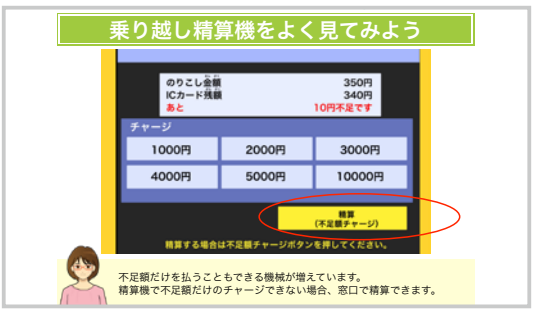 	●クーリング･オフのワークシート(PDF)　⇨P11 クーリング･オフの書き方を練習できるシートです。 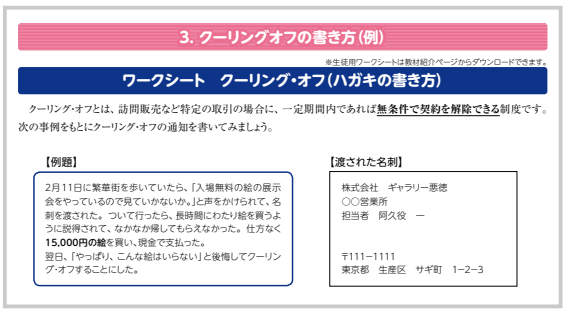

になっています。
となっています。

ステージ３　お金の管理

かっこいい大人になろう！

●漫画で「電子マネーによるお金の貸し借り」「割り勘」について、学習できます。

●卒業後に向けて、1か月の家計管理について学習できます。使えるお金には限りがあり、収入の範囲でやりくりすることの大切さ」に気付きます。

●卒業後に向けて、クレジットカードの基礎知識について、学習できます。

●家計管理用仕分けシート「ワケルくん」(エクセル)　⇨P12.13
卒業後の収入を6つの封筒に仕分けて、管理できるシートです。

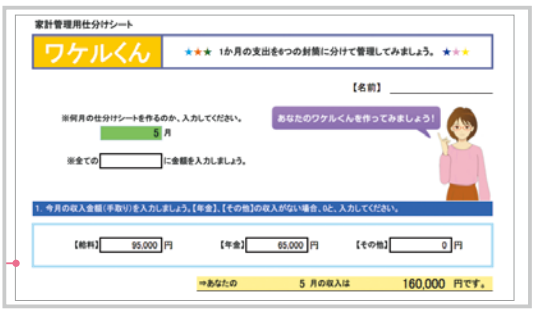

本教材は、消費者教育の利用に限り認めております。営利を目的とした使用は一切禁止します。
指導者用資料（パワーポイント）の利用については、現在提供している画面の改変はしないでください。
ただし、授業で本教材を利用される場合など、授業の進行や内容に応じて画面ごとに削除したり、追加することは可能です。
東京都提供以外の追加画面をされた場合、その結果に関して東京都はいかなる責任も負いかねますので、個人の責任においてご使用ください。

期待される3つの効果

繰り返し練習することで、金銭の感覚を養える。

ゲーム性のあるチャレンジシリーズは、繰り返し学習ができます。物と値段の相場を知り、金銭の感覚を養うことができます。

ちえ

契約トラブルを疑似体験できる。

Web上で消費者被害の事例を体験します。今すぐから高校卒業後の実生活まで、ずーっと役立つ知恵を学べます。

まなぶ

見えないお金の知識が身に付く。

IC型電子マネーやクレジットカードの利用体験を通じて、現金以外の「見えないお金」の特徴を学習できます。
また、1か月の家計管理を学習し、「使えるお金には限りがあり、収入の範囲でやりくりすることの大切さ」に気付きます。

クレジットくん

好きなところからクリックして学習してくださいね。1つのstepだけでも学習できますよ。

さえ子先生

2. Web版消費者教育読本及び指導者用資料（パワーポイント）解説のポイント

(1)ステージ1　Step1　モノやサービス値段当てゲーム

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
Web版 消費者 教育読本		商品・サービスの値札と絵合わせゲームが3問出てきます。 間違えた場合は、画面右下の つづける ボタンを押して、値札を入れ替えます。 正解するまで、次の問題に進みません。
		【第1問】 ペットボトル飲料(500ml)1本　160円 コロッケ1個　90円 Tシャツ1枚　1,000円 トイレットペーパー1パック(12ロール)　290円 【第2問】 映画のチケット(高校・大学生)1人分　1,500円 音楽ダウンロード(新曲)1曲　250円 リクルートスーツ1着　35,000円 昼食代1食分　500円 【第3問】 1泊2食付き宿泊料金(休日前)1人分　20,000円 テレビ1台　60,000円 ランニングシューズ1足　4,000円 カップラーメン1個　160円

(2)ステージ1 Step2　お釣りの少ない支払い方ゲーム

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
Web版 消費者 教育読本		財布の中のお釣りが少なくなるゲームができます。 ゲームは5問あります。 商品は両方買うこともでき、5問で15パターンの買い物に挑戦できます。 コンビニエンスストア レベル1　アイスクリーム　130円 ジュース　110円 レベル2　肉まん　117円 からあげ　218円 レベル3　スパゲッティ　488円 ハンバーグ弁当　585円 ファーストフード店 レベル1　ハンバーガー　328円 ジュース　105円 レベル2　バーガーセット　568円 ワイドセット　656円
		商品を1つか2つ選び、 ゲームスタート を押すとゲームが始まります。 財布の中のお金をクリックすると、レジに移動します。 間違えたときはレジのお金をクリックすると、財布の中にお金が戻ります。 支払う は、レジに移動したお金が購入金額を超えると、押せるようになっています。
		お釣りが最も少なくなると、ゲーム終了です。 お店選択画面へ ボタンを押すと、他の買い物ができる画面に移動します。 自分のペースで、繰り返し学習できる設定となっています。

(3)ステージ1　Step3　賢く使おう！電子マネー

<table>
<tr><th>項目</th><th>授業の流れ</th><th>授業の進め方と指導のポイント</th></tr>
<tr><td>ワークシート</td><td>1. 最近は、現金の代わりに代金を支払うことのできる電子マネーが増えています。
知っている電子マネーの名前と、どんなところで利用できるか、記入してみましょう。
<table><tr><th>電子マネーの名前</th><th colspan="3">利用できる場所</th></tr><tr><td>Suica</td><td>駅</td><td>コンビニエンスストア</td><td>自動販売機</td></tr><tr><td>nanaco</td><td>スーパーマーケット</td><td>ファミリーレストラン</td><td>ドラッグストア</td></tr><tr><td>iTunesカード</td><td>インターネット</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>自分の知っている電子マネーの名前と、利用できる場所をワークシートに記入するように伝えます。

p.25　ワークシート参照</td></tr>
<tr><td>Web版消費者教育読本</td><td> </td><td>「賢く使おう！ 電子マネー」を疑似体験します。ワークシートに、現金と電子マネーのお金の移動を記入しながら、進めるように伝えます。</td></tr>
<tr><td>ワークシート</td><td>2. Web版読本を見て、まなぶさんが使ったお金の流れを［　　］に記入しましょう。
次に、電子マネーの特徴について考え、(　　)の中に当てはまる言葉を書きましょう。
<table><tr><th colspan="4">まなぶさんが使ったお金の流れ</th></tr><tr><th>まなぶさんが使ったお金の流れ</th><th>現金</th><th>電子マネー</th><th>電子マネーの特徴</th></tr><tr><td>最初に持っていたお金</td><td>1,200 円</td><td>500 円</td><td></td></tr><tr><td>電子マネーで駅の改札を通る。</td><td></td><td>0円</td><td>(切符)を買わなくても
電車に乗れる。</td></tr><tr><td>自動販売機で
160円のお茶を買う。</td><td></td><td>−160円
340 円</td><td>(小銭)がいらない。</td></tr><tr><td colspan="3">CHECK!! 自動改札機で電車賃350円を払おうとする
(電子マネーの残額が不足している)。</td><td>・電車賃がいくらかかるか
(分かりにくい)。</td></tr></table></td><td>ワークシートに記入したお金の流れを追いながら、電子マネーの特徴を確認します。</td></tr>
<tr><td>指導者用資料(パワーポイント)</td><td> 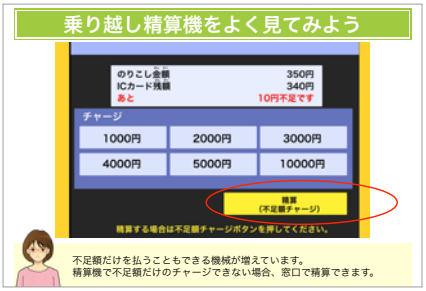 </td><td>画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを映し出します。電子マネーの特徴を現金と比較して整理します。</td></tr>
<tr><td></td><td> </td><td>主人公は、どうすればよかったのか、話し合わせます。

p.25　ワークシート参照</td></tr>
<tr><td>ワークシート</td><td>3. まなぶさんはどうすればよかったのでしょうか。話し合ったことを書きましょう。
例)・お茶を現金で買えばよかった。・予備の現金を用意しておけばよかった。
・前日に、電子マネーの残額を確認してチャージしておけばよかった。
・電車賃を精算するときにのりこし精算機をよく見て、10円だけ払えばよかった。など

4. まとめ　「電子マネーの利用について、今後気を付けようと思ったことを書きましょう。
例)・出かける前に電子マネーの残額を確認しようと思った。
・電子マネーをいくら使ったか、確認しようと思った。</td><td>実生活に役立つ知恵を伝えます。
例)
・困ったときは誰かに相談することが大切である(駅員など)。
・乗り越しの精算は、現金でも可能である。
・現金精算できる乗り越し精算機もある。

その後、今日の学習をワークシートにまとめさせます。

p.25　ワークシート参照</td></tr>
</table>

(4)ステージ2　Step1～3　キャッチセールスにご用心 他2話

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
Web版 消費者 教育読本		Web版読本を疑似体験するように伝えます。事例は3つあります。指導に使いたいところだけ学習することが可能です。 **Step1　キャッチセールスにご用心** **Step2　マルチまがい商法にご用心** **Step3　アダルトサイトにご用心** 各Stepは、それぞれ ▶ ふつうに見る ▶振り返りポイント付きで見る の2つが体験できます。
ステージ2 （全般）		初めに ▶ ふつうに見る で疑似体験するように伝えます。 「おかしい」「危ない」と思ったところを考えながら進めるように伝えます。 主人公はどうすればよかったかを話し合わせます。 その後 ▶振り返りポイント付きで見る で、再度疑似体験するよう伝えます。
Step1 （キャッチセールスにご用心）		「キャッチセールスにご用心」学べるポイント **•声をかけられたときの具体的な断り方。** **•断りきれずに、契約してしまった後の対処法。** **•クーリング・オフ通知の書き方。** クーリング・オフのワークシートは、教材紹介ページからダウンロードできます。 p.11　ワークシート参照
Step2 （マルチまがい商法にご用心）		「マルチまがい商法にご用心」学べるポイント **•マルチまがい商法の特性（知り合いから勧誘される）。** **•知り合いから勧誘されたときの具体的な断り方。** **•友人を勧誘することによって、友人関係が壊れてしまう。** **•契約してしまった場合の対処法。**
Step3 （アダルトサイトにご用心）		「アダルトサイトにご用心」学べるポイント **•契約の成立、不成立の基本的な考え方。** **•架空請求は契約として成立していないため、無視する。** **•名前、生年月日、住所などは大切な個人情報なので、どんな状況でも気軽に教えない。**
指導者用 資料 （パワーポイント）		画面を切り替え、スクリーンにパワーポイントを映し出します。生徒の意見に基づき、問題点を整理します。

(5)ステージ2　オンラインゲーム課金にご用心

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
Web版 消費者 教育読本		お金の代わりをするカードの種類や利便性、危険性について確認します。 授業のねらいは、導入とまとめで確認します。
		「オンラインゲーム課金にご用心」を ▶ ふつうに見る で疑似体験するように伝えます。 「自分が主人公の立場ならどうするか」考えながら、進めるように伝えます。
ワーク シート	1. Web版読本を見てから、次の4つの場面について、あなたがまなぶさんならどうするか考えてみましょう。 ① ガチャ引くには1回300円くらいかかるし、1回で出るわけないからなあ。 そんなにお金ないし。でも欲しいなあ。 解答例:お金を使いたくないので、ガチャをしない。 お小遣いで電子マネーを買って使う。 課金する前に、親に相談する。 ② 母さんったら財布おきっぱなしじゃん。 あっ。いけね。 母のカバンに財布をしまう。後で「財布出しっぱなしだったよ」と教える。中身を確認する。 そのままにする。	ワークシートに「自分が主人公ならどうするか」を記入させます。 その後、自分の意見を発表し、互いの意見からそれぞれの問題点を考えさせます。 p.27　ワークシート参照
Web版 消費者 教育読本		トップ画面の右下 ▶振り返りポイント付きで見る を再度疑似体験するように伝えます。
指導者用 資料 (パワー ポイント)		画面を切り替え、スクリーンに指導者用資料(パワーポイント)を映し出します。 生徒の意見に基づき、問題点を整理します。
ワーク シート	振り返りポイント② 「クレジットカードは、魔法のカード?」(　　)に当てはまる言葉を書きましょう。 クレジットカードは「魔法のカード」では(　な　い　)。 クレジットカードの利用は、(　借　金　)をしてモノを買うこと。 親名義のクレジットカードはたとえ(　家　族　)でも、絶対に使わない。 3. まとめ　今日学んだことで大切なことを3つ書きましょう。 ① オンラインゲームで課金する前に、家族に確認する。 ② 家族や他人のクレジットカードは、絶対に使わない。 ③ 誘惑に負けて課金してしまったら、隠さずにできるだけ早く、誰かに相談する。	学習内容をワークシートにまとめさせます。 p.27　ワークシート参照

(6)ステージ3　Step1　お金の貸し借りはトラブルの元

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
Web版 消費者 教育読本 ワーク シート	**ワークシート③-1　電子マネーもお金のうち** 電子マネーの貸し借りについて考えてみましょう。 問題だと思うところに線を引きましょう。 あなたがまなぶさんならどうするか書いてみましょう。 お金の貸し借りはトラブルになるから貸さない。 あなたがまなぶさんならどうするか書いてみましょう。 電子マネーもお金なので、返してくれるまで催促する。 **まとめ**　(　　)の中に言葉を入れましょう。 ・電子マネーも(お金)と一緒。軽く考えてはいけない。 ・お金は絶対に(貸さない)。「あとで(返す)」はあてにならない。 ・お金は絶対に(借りない)。その場で払えないなら(買わない)。	電子マネーを使った経験や割り勘をした経験を発表させた後、本時の流れ、目標を説明します。 「電子マネーもお金のうち」を読むように伝えます。漫画は、Web上だけでなく、印刷して閲覧することも可能です。 漫画付きワークシートの問題だと思うセリフに線を引くなどして、問題点への気付きを促します。 ワークシートに、自分が主人公の立場ならどうするか記入するように伝えます。発表後、生徒の意見に基づき、貸し借りの注意点、対応策について整理します。 まとめの言葉を(　　)に記入させます。 **p.29　ワークシート参照**
Web版 消費者 教育読本 ワーク シート	※生徒用ワークシートは教材紹介ページからダウンロードできます。 **ワークシート③-2　支払金額は平等に！** 割り勘について考えてみましょう。 あなたならどのように支払いますか。書いてみましょう。 持っている金額に関係なく、全員で平等な金額で支払う。 **まとめ**　(　　)の中に言葉を入れましょう。 ・みんなでかかったお金はみんなで(平等)に払うこと。 ・自分が持っているお金で足りるかどうか、遊びに(行く前)によく考える。 電卓を使って割り勘に挑戦!　式) ＿＿円 ÷ ＿人 = ＿＿円 問題 1. 2,500円を5人で割り勘しましょう。　2,500 円 ÷ 5 人 = 500 円 2. 3,980円を7人で割り勘しましょう。　3,980 円 ÷ 7 人 = 568.5714 円	「支払金額は平等に」①から③までを読むように伝えます。 ワークシートに、この場合はどのように支払ったらよいかを記入するように伝え、発表させます。 例) ・割り勘をするように提案する。 後半の④と⑤を見て、「割り勘」の注意点等を整理します。 割り勘の金額が不足しないように、遊びに行く前に必要なお金を確認するように指導します。 実生活にすぐに役立つように、ワークシートの問題をスマホの電卓機能を使って解きます。 ここでは、割り切れる事例と割り切れない事例を提示しています。割り切れない場合、「全員が平等に、少しずつ多く支払うとよい」等、実生活の知恵を伝えます。 まとめの(　　)に当てはまる言葉を記入させます。 授業のねらいをまとめて繰り返し伝えます。 **p.29　ワークシート参照**

(7)ステージ3　Step2　自分のお金で生活する！

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
Web版 消費者 教育読本		「自分のお金で生活する！」を疑似体験しながら、20歳以降の1か月の収入16万円として、生活費を管理する方法を疑似体験させます。 16万円の収入については、P20「卒業後の家計管理のために」参照
		生活するためにはどんなお金がかかるか、考えさせます。 家賃、食費（朝食・夕食）、水道光熱費、携帯通信・通話料、衛生費、医療費、衣服、食費（昼食）、小遣い、貯金のマークが出ています。 ※食費を朝食・夕食と昼食に分けているのは、前者は家族やグループホームに支払い、後者は自分で毎日支払うお金としているからです。 これらを6つの封筒に分け、さらに3つの優先順位をつけていきます。
		16万円の内訳（ちえとまなぶの例） ①毎月決まってかかるお金　8万円 家賃　4万円 食費（朝食・夕食）　2万円 水道光熱費　1万円 携帯通信・通話料　1万円 ②生活に必要なお金　4万5千円 医療費・衛生費　衣服　2万円 食費（昼食）　2万5千円 ③あるとうれしいお金　3万5千円 小遣い　2万5千円 貯金　1万円 ※食費（昼食）、小遣いは、平日1日500円（5日間）、休日2,500円（2日間）、合計で1週間5,000円として計算しています。 （4週間の場合は、2万円、5週間の場合2万5千円） p.12.13　「ワケルくん」参照
		貯金の意義についても、確認します。 「万一のとき」、「物が壊れたとき」といった不測の事態である「いざ」だけでなく、新生活や旅行などの「いざ」にも着目します。
ワケルくん （エクセル）	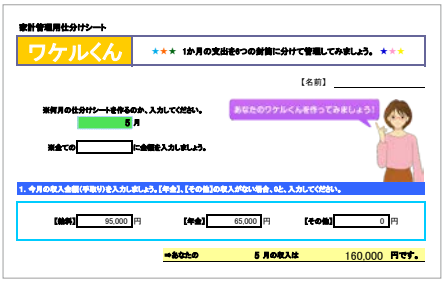	画面を切り替え、スクリーンに「ワケルくん（エクセル）」を映し出し、実習します。 p.12.13　「ワケルくん」参照

(8)ステージ3　Step3　大切に使おう！クレジットカード

項目	授業の流れ	授業の進め方と指導のポイント
Web版 消費者 教育読本		高校を卒業したらクレジットカードを作れるが、使い方には注意が必要であることを伝えます。
		「大切に使おう！クレジットカード」を見ながら、以下の要点を押さえていきます。 ●クレジットの利用=借金して物を買うこと
		●クレジットカードの主な支払方法には、一括払いとリボ払いなどがあること
		●リボ払いなど分割して支払う場合には利息がかかること また、一括払いは銀行から引き落としされる前までにお金を用意しなければならないことを確認します。
	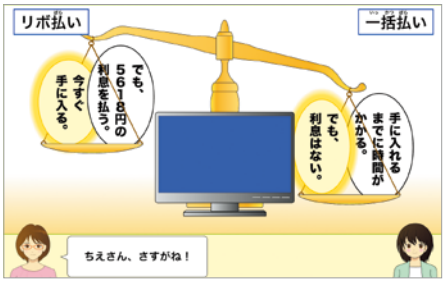	リボ払いは、すぐに手に入れられるが、利息がかかること、貯めてから買えば、すぐには手に入らないが、利息はかからないことを比較して、「自分が主人公ならどちらを選ぶか」を考えさせます。
分割払い・ リボ払い 計算用 プログラム （平成26年 度作成）	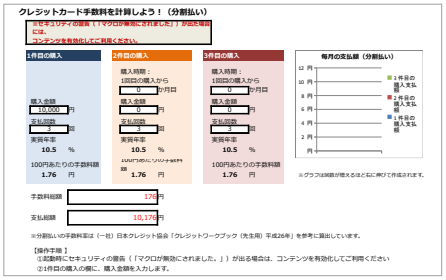	必要に応じて、利息の計算を学習します。 リボ払いや分割払いの計算ができる「利息計算用プログラム」が、教材紹介ページからダウンロードできます。 **「分割払い・リボ払い利息計算用プログラム（エクセル）」 平成26年度Web版消費者教育読本 「もしも未来が見えたなら」より**

3. クーリングオフの書き方（例）

※生徒用ワークシートは教材紹介ページからダウンロードできます。

ワークシート　クーリング・オフ（ハガキの書き方）

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば**無条件で契約を解除できる**制度です。次の事例をもとにクーリング・オフの通知を書いてみましょう。

【例題】

2月11日に繁華街を歩いていたら、「入場無料の絵の展示会をやっているので見ていかないか。」と声をかけられて、名刺を渡された。ついて行ったら、長時間にわたり絵を買うように説得されて、なかなか帰してもらえなかった。仕方なく**15,000円の絵**を買い、現金で支払った。
翌日、「やっぱり、こんな絵はいらない」と後悔してクーリング・オフすることにした。

【渡された名刺】

株式会社　ギャラリー悪徳
○○営業所
担当者　阿久役　一

〒111−1111
東京都　生産区　サギ町　1−2−3

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日：20●●年2月11日

商品名：絵

契約金額：15,000円

販売会社：株式会社　ギャラリー悪徳
○○営業所
担当者:阿久役　一　氏

支払った代金15,000円を返金し、商品を
引き取ってください。

20●●年2月12日

契約者住所　東京都飯田区生活　4−5−6
氏　名　　消　費　　カ　モ　ル

郵便はがき

52

310

1111-1111

東京都　生産区　サギ町
1−2−3

株式会社 ギャラリー悪徳
代表者殿

簡易書留

証拠を残すために、ハガキは**郵便局に持って行って「特定記録郵便」か「簡易書留」**で送りましょう。

クーリング・オフの書き方が分からないときや、困ったときにはご相談ください。

東京都消費生活総合センター
☎ 03−3235−1155（受付時間:月～土曜日　9時から17時）

4. 家計管理用仕分けシート「ワケルくん」の使い方

ステージ3　Step2「自分のお金で生活する」の補助教材です。

●操作手順と指導上の留意点

1か月の収入を6つの封筒に分けるラベルを作る家計管理用仕分けシートです。

［　　］に金額を記入するだけで、6つの封筒に印刷できるラベルが作れます。

今月の収入金額を入力する際、全ての［　　］に入力するように説明します。［その他］の金額には、生活保護費、補助金等を入力します。0円でも「0」と入力しないと、計算金額が表示されないので注意してください。

①毎月決まってかかるお金

1つ目の封筒は、毎月グループホームや家族に支払うお金です。食費（朝食、夕食）は、昼食代と違い、決まった金額を毎月支払うことを想定しています。

2つ目の封筒は、携帯電話の通信・通話料です。銀行引き落としの手続きをしている場合、支払日までに引き落とし口座に入金するよう伝えます。

②生活に必要なお金

3つ目の封筒は、自分でその都度支払うために用意するお金です。医者にかかるお金や洋服、下着、シャンプー、リンス、トイレットペーパーなどの日用品を買う必要があることを伝えます。

4つ目の封筒は、食費のうちでも、自分でその都度払う昼食代です。本教材では、平日1日分500円、休日2日分2,500円、1週間で計5,000円として計算しています。この数字は、収入に見合った金額で指導してください。

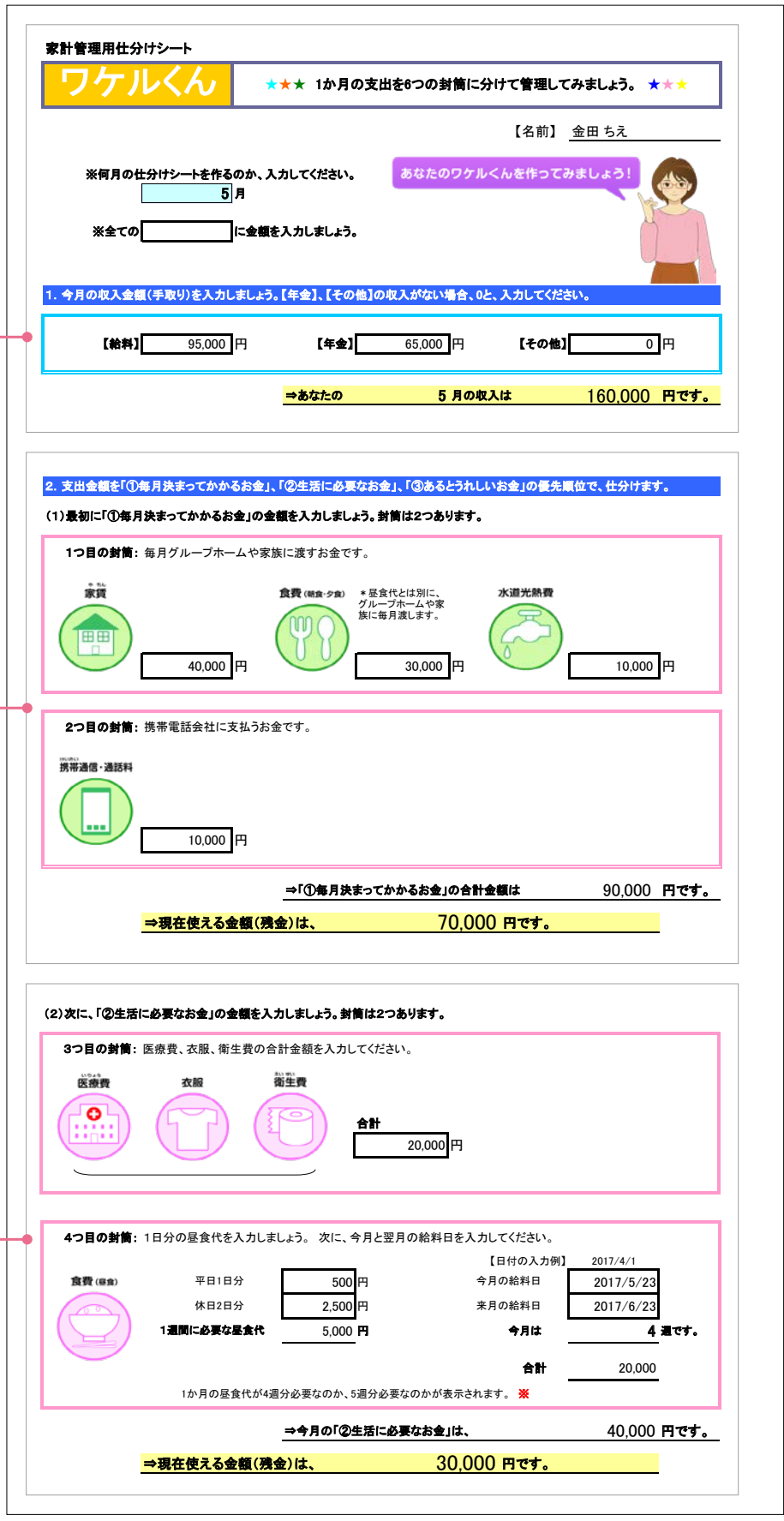

家計管理用仕分けシート

ワケルくん　★★★ 1か月の支出を6つの封筒に分けて管理してみましょう。 ★★★

【名前】 金田 ちえ

※何月の仕分けシートを作るのか、入力してください。 5 月

あなたのワケルくんを作ってみましょう！

※全ての［　　］に金額を入力しましょう。

1. 今月の収入金額（手取り）を入力しましょう。【年金】、【その他】の収入がない場合、0と、入力してください。

【給料】 95,000 円　【年金】 65,000 円　【その他】 0 円

⇒あなたの 5 月の収入は 160,000 円です。

2. 支出金額を「①毎月決まってかかるお金」、「②生活に必要なお金」、「③あるとうれしいお金」の優先順位で、仕分けます。

（1）最初に「①毎月決まってかかるお金」の金額を入力しましょう。封筒は2つあります。

1つ目の封筒：毎月グループホームや家族に渡すお金です。

家賃 40,000 円　食費（朝食・夕食） 30,000 円　＊昼食代とは別に、グループホームや家族に毎月渡します。　水道光熱費 10,000 円

2つ目の封筒：携帯電話会社に支払うお金です。

携帯通信・通話料 10,000 円

⇒「①毎月決まってかかるお金」の合計金額は 90,000 円です。

⇒現在使える金額（残金）は、 70,000 円です。

（2）次に、「②生活に必要なお金」の金額を入力しましょう。封筒は2つあります。

3つ目の封筒：医療費、衣服、衛生費の合計金額を入力してください。

医療費　衣服　衛生費　合計 20,000 円

4つ目の封筒：1日分の昼食代を入力しましょう。 次に、今月と翌月の給料日を入力してください。

【日付の入力例】 2017/4/1

食費（昼食）

平日1日分 500 円　休日2日分 2,500 円　1週間に必要な昼食代 5,000 円

今月の給料日 2017/5/23　来月の給料日 2017/6/23

今月は 4 週です。

合計 20,000

1か月の昼食代が4週分必要なのか、5週分必要なのかが表示されます。 ※

⇒今月の「②生活に必要なお金」は、 40,000 円です。

⇒現在使える金額（残金）は、 30,000 円です。

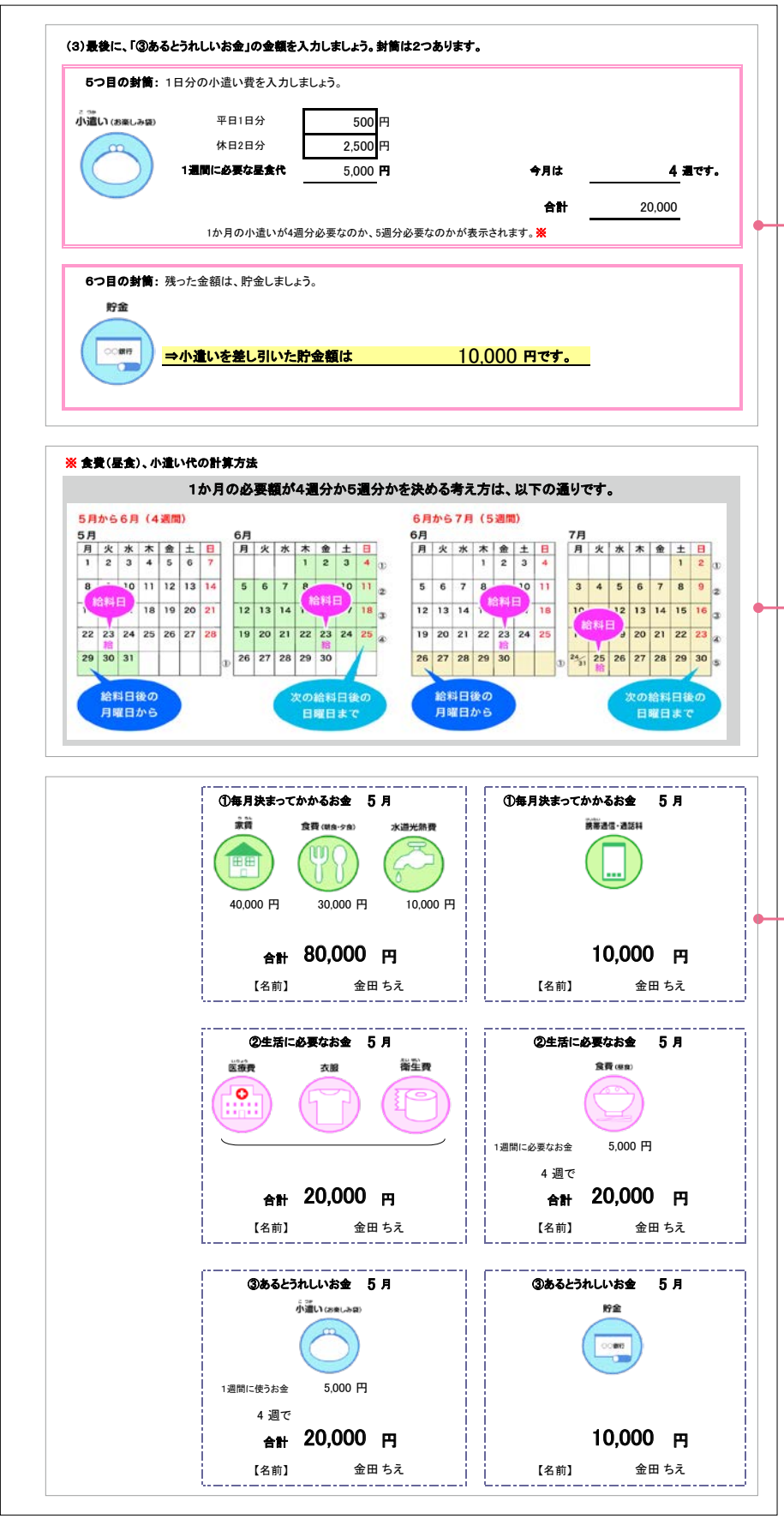
(3)最後に、「③あるとうれしいお金」の金額を入力しましょう。封筒は2つあります。

5つ目の封筒：１日分の小遣い費を入力しましょう。

小遣い（お楽しみ袋）

平日1日分　500 円
休日2日分　2,500 円
1週間に必要な昼食代　5,000 円　　今月は　4 週です。
合計　20,000

1か月の小遣いが4週分必要なのか、5週分必要なのかが表示されます。※

6つ目の封筒：残った金額は、貯金しましょう。

貯金

⇒小遣いを差し引いた貯金額は　10,000 円です。

※ 食費（昼食）、小遣い代の計算方法

1か月の必要額が4週分か5週分かを決める考え方は、以下の通りです。

①毎月決まってかかるお金　5 月

家賃　40,000 円
食費（朝食・夕食）　30,000 円
水道光熱費　10,000 円

合計　80,000 円
【名前】　金田 ちえ

①毎月決まってかかるお金　5 月

携帯通信・通話料

10,000 円
【名前】　金田 ちえ

②生活に必要なお金　5 月

医療費
衣服
衛生費

合計　20,000 円
【名前】　金田 ちえ

②生活に必要なお金　5 月

食費（昼食）

1週間に必要なお金　5,000 円
4 週で
合計　20,000 円
【名前】　金田 ちえ

③あるとうれしいお金　5 月

小遣い（お楽しみ袋）

1週間に使うお金　5,000 円
4 週で
合計　20,000 円
【名前】　金田 ちえ

③あるとうれしいお金　5 月

貯金

10,000 円
【名前】　金田 ちえ

③あるとうれしいお金

5つ目の封筒は小遣いです。食費(昼食)と同様の考え方です。本教材では、平日1日分500円、休日2日分2,500円、1週間で計5,000円として計算しています。この数字は、収入に見合った金額で指導してください。

6つの目の金額は、残りの金額で貯金するように伝えます。貯金の大切さについても本教材と合わせて伝えます。

ここでは、1か月の昼食代や小遣い代が、4週分か、5週分かを決める考え方を示しています。

1枚目のシートに金額を入力すると、2枚目のシートに6つの仕分け用ラベルが自動的に作れます。これを点線に合わせて切り、6つの封筒にそれぞれ張り付けて使うように伝えます。

3.指導者のための押さえておきたい知識

1. 消費者教育の考え方

(1)なぜ今、消費者教育なのか

商品の売買などが行われるとき、私たちは「消費者」と「事業者」の立場に分かれます。仕事では、高度な専門性をもった仕組債を売る「事業者」であったとしても、プライベートでエステ会社とエステ契約をするときには「消費者」の立場になります。このように、「事業者」の立場の人がいつも「事業者」であるわけではなく、どんな人でも「消費者」の立場になるのです。

「消費者」は、情報の量や質、交渉力において、「事業者」より弱い立場にあります。そのため、戦後から、「消費者」を保護する制度が意識されてきました。しかし、20世紀末から21世紀初頭にかけて、特に、広範な分野にわたる規制緩和、IT化、国際化が進み、その一方で地域・家族のつながりが弱まり、消費者被害も多様化・深刻化してきました。こうなってくると、事後的に消費者を救済する法律だけではなく、消費者自身が合理的な意思決定を行い、被害を認識し、危害を回避したり、被害にあった場合に適切に対処することができる能力を身に付けることの重要性も増してきます。

一方、「消費者」というのは、個々には類型的に弱者と分類できますが、GDPの6割を個人消費が占めているなど、総体としての消費者は、実は、社会に大きなインパクトを与える存在でもあります。たとえば、とにかく安いものだけを買うという消費行動は、個別にみると合理的のように見えますが、単純労働者の労働力の搾取を強化することにつながるかもしれませんし、環境保全など売上につながらない企業努力を諦めさせることになるかもしれません。

このような社会の流れを背景に、消費者被害防止や消費者が自主的・合理的判断をできるようにすることを目指して、平成24(2012)年、「消費者教育の推進に関する法律」が制定されました。

(2)消費者教育をするにあたって、何を重視したらよいか

こうやってみてみると、消費者教育に寄せられている期待は大変なものです。なんといっても、社会は複雑多様化し、消費者が身に付けているべき知識は増える一方ですし、その上、自分の身を守る方法だけでなく、自分が社会に与える影響も考えられるように教育しようというのですから。

そうはいっても、生徒を卒業させるまでに費やせる総時間は変わりません。そもそも、大人でも完璧な人がいるわけではありません。そう考えてみると、昨今の潮流が知識より実践を強調するのも納得ではありませんか。

世の中には、完全解があることは少なく、むしろ大切なのは、完全解が見付からないなりに、より良さそうな判断をする訓練だったりするのです。「消費者教育の推進に関する基本的な方針」においても、「消費者教育は、知識を一方的に与えることではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべき」と述べられています。

特に、特別支援学校であれば、まず自分の身を守るための能力向上に重点を置くべきだと思われます。この教材では、消費者が自らを守るために知っておくべき、悪質業者の手口や、それらの場面ですべき対応、役立つ法知識などが詰まっています。

知識は、多ければ多いほど役に立ちますが、最終的に絶対に身に付けてほしいことは、以下の3点です。

① 危ないものには近付かない。
② 自分が本当に望んでいないことは断る勇気をもつ。
③ 自分が本当は望んでいないことに巻き込まれた場合、臆することなく、早期に相談する。

これらは、知識として知っていることに意味があるのではなく、なるべくリアルにその状況を想像してもらい、その上でより良い判断をする訓練をすることの方が重要です。さらには、日々の学校生活の中で起きたトラブルも生きた教材といえるでしょう。トラブルの発生状況を生徒と共に振り返りながら、どうすればよかったのか、一つ一つ、生徒に考えることを促すこともまた、生きた消費者教育といえます。

こう考えてみると、あまり気負わず消費者教育に取り組んでみようという気になるのではないでしょうか。

2. 契約の基本　特別法のクーリング・オフ

(1)契約の基本

契約は、ただの約束と何が違うのでしょうか。一言でいうなら、裁判所に強制してもらえるかどうかです。

「明日午前7時に校門前で待ち合わせね！」というのは、道徳上、守らなければならない約束ですが、裁判所に強制してもらえる種類のものではないことは、なんとなく想像がつくでしょう。他方、同じ午前7時に校門前へ来る約束でも、学校から「交通安全見守りのために1時間1,000円で午前7時から午後5時まで校門の前に立ってください。」と言われて合意した場合、これは契約になります。もし、約束を守らず学校側が別の人を雇わなければいけなくなったときには、理論上、学校側は、その費用を損害として、賠償するよう、裁判所に訴えることができます。逆に、実際に働いたのにもかかわらず、学校が1時間1,000円のお金を払ってくれない場合、払うよう訴えることもできます。現実社会では、裁判まですることは稀ですが、最終的に裁判所で強制してもらえるという制度があるから、安心して契約できるのです。

それでは、契約はどうやって成立するのでしょうか。保証契約などの例外を除いて、原則として、契約は、申し込みと承諾の意思表示が合致することで成立します。ですから、上の交通安全見守りの例でいうと、契約書を取り交わしていなくても、その約束を破ったら、裁判所に訴えて、相手に強制することのできる契約が成立しているのです。ただ、契約書がないと証明をするのが大変です。そのために、契約書が存在しているのです。

なお、消費者保護とは離れますが、労働者保護の観点から、雇い主は労働者に対して雇用条件を明らかにした書面を交付しなければならないと労働基準法で規定されています。これは、労働者保護のために契約内容を明らかにする義務を雇い主に課しているものであって、契約書がなくても契約自体は成立します。

ここまでみてきて、契約書は、法律で強制されて作るものではなく、自分たちが自分たちの権利を実現するのに大切な存在だということがわかったと思います。自分が納得して契約をし、相手にその内容をきちんと実行してもらいたい場合、証拠として契約書を持っていることはとても大切です。上の交通安全見守りの例でいうと、契約書があれば、契約の成立について証明が簡単ですから、裁判所に訴えやすくなりますし、裁判をしないまでも「いざとなれば裁判所に訴えられるんだぞ」という事実が、相手に約束を守らせやすくするわけです。

一方で、契約書は、自分が納得していないにもかかわらず、相手に持たれてしまうと、相手がそれを使って、「その契約書に書かれている内容を守れ」と言ってくる可能性があります。相手が悪い相手であればあるほど、巧妙に仕組まれている恐れがあります。だからこそ、契約書にサインや押印をする際には、入念なチェックが必要なのです。

ステージ2　step1　キャッチセールスにご用心

なお、偽造された契約書は無効ですが、契約書が偽造されたことを証明するのは大変なので、契約書を偽造されないよう、印鑑や身分証明書の管理をしっかりしておくことが、とても大切です。

(2)特別法のクーリング・オフ

では、本当は望んでいない内容なのに、その場でうっかり契約書にサインしてしまった場合、どうなるのでしょうか。

まず、契約書にサインするにあたって、詐欺や強迫があった場合、被害者は、その契約を取り消すことができます。しかし、詐欺や強迫などをしてくるほどの相手ですから、詐欺や強迫の事実をすんなり認めることは期待できません。そうなってくると、詐欺や強迫の事実を証明するために、がんばらなければいけなくなります。

そこで法律は、一定の場合に、「消費者」に対してもう少し有利な方法を与えることにしました。「消費者」には、学生、主婦、サラリーマン、研究者、会社経営者、政治家などいろいろな人が含まれますが、どんな立派な肩書の人でも「消費者」になると、「事業者」に比べて弱者の側に立たされるからです。

その中でも一番「消費者」にとって便利なのがクーリング・オフです。Cooling Off、つまり、冷却するための期間をおいて、「やっぱり、いーらない」と思ったら、「消費者」から一方的に解約してよいのです。相手が詐欺をしたとか、強迫をしたとか、そういう理由はいりません。クーリング・オフすると、「事業者」は受け取った代金を返さなければならず、未払い分についての請求もできなくなります。しかも、既に一部の商品が使用済みであったり、サービスを提供した後であったりしても、代金を請求できませんし、解約されたことによる損害賠償請求もできません。また、未使用の商品等の返送費用は、「事業者」負担になります。

当然のことながら、こんなことを無制限に認めていたら、まっとうな企業も大変なことになりますから、クーリング・オフは、短期間にのみ認められます。短期間しか使えない手段ですので、もやもやする契約をした場合、とにかく早く相談することが重要です。うっかり契約書にサインしてしまったという後悔の念が、相談を遅らせることがありますが、相談が遅れたばかりに、クーリング・オフという一番簡単に解決できる手段をとれなくなるケースもしばしば見られますので、「**怒らないから早く相談して**」というメッセージを常に発信していただければと思います。

これは、トラブルに巻き込まれないよう、日頃から一生懸命注意喚起していることとのバランスが非常に難しいところだと思われます。しかし、そういった注意を守れなかったためにトラブルに巻き込まれてしまったのだとしても、それでも、悪いのは、強引に契約をさせてきた事業者なのです。「**トラブルに巻き込まれたときには、すぐ相談して**」というメッセージを徹底していただければと思います。

クーリング・オフは、**右に記載した日数以内に発信すればよい**こととされています。日数以内に、事業者に届かなくても大丈夫です。ただ、発信は書面でしなくてはいけません。そして、期間内にクーリング・オフをしたという証拠を残すため、内容証明郵便にして送るか、ハガキなどで特定記録郵便か、簡易書留にして送付することが重要です（ハガキなどのコピーはとっておきましょう）。

クーリング・オフ制度の代表的なもの

販売方法	クーリング・オフできる期間（契約書を受け取ってから●日間）
・自宅や勤務先への訪問販売	8日間
・喫茶店やレストランなどでの事業者の営業所以外での場所	8日間
・キャッチセールス	8日間
・アポイントメントセールス（電話等による店舗への呼び出し）	8日間
・電話勧誘販売	8日間
・エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービスなどの特定継続的役務提供	8日間
・保険契約	8日間
・冠婚葬祭互助会契約	8日間
・投資顧問契約	10日間
・マルチ商法やネットワークビジネス	20日間
・在宅ワーク、内職商法、モニター商法などの業務提供誘因販売	20日間

※ただし、これらの取引形態でも、比較的低額の消耗品等を使用または消耗してしまった場合、クーリング・オフできない場合があります。

なお、クーリング・オフの日数は、「事業者」が「消費者」へクーリング・オフの説明を含む契約内容が書かれた書面を渡した日からカウントします。ですから、たとえば強引にサインさせられ、契約書を事業者からもらっていない場合、サインをした日から法定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできます。もう何日も経っているからといって、一概に諦めることはありません。

また、クレジットカードでの支払いを選んだ場合、クレジット会社に対してクーリング・オフすることで、元となった契約も解約できます。万が一、「事業者」の連絡先をなくしてしまった場合、クレジット会社へ通知するという方法をとることもできます。ただし、全ての支払いを終えてしまってからクレジット会社へクーリング・オフしても意味がありません。自動車リース、葬儀、化粧品などの消耗品は、クレジット会社へのクーリング・オフができない場合もあります。「事業者」の連絡先が分かる場合は、クレジット会社だけではなく、「事業者」に通知しましょう。

一方、インターネットを始めとする通信販売は、自ら申し込んで契約をしているので、冷却期間をおかなくても、自分で落ち着いた判断ができるはずだと考えられていることから、クーリング・オフは認められていません。しかし、「事業者」の方で独自に返品制度を認めている場合もあるほか、返品不可と明記されていなければ、商品を受け取って8日以内に返品して解約することができます。ただし、これは、クーリング・オフとは違い、返送料は、「事業者」側から申し出が特にない限り、「消費者」が負担することになります。

(3)この教材を通じて学んでほしいこと

ここまで紹介してきたように、多くの消費者保護法制があります。これらを知っておくと、身を守るための機会が増えます。しかし、法律は、時代に応じて改正されます。生徒が卒業してから平均寿命までは、何十年という年月があり、その間には、確実に法律が変化することでしょう。その中で、絶対に覚えておいてほしいことは、以下の3点です。

① 危ないものには近付かない。
② 自分が本当に望んでいないことは断る勇気をもつ。
③ 自分が本当は望んでいないことに巻き込まれた場合、臆することなく、早期に相談する。

甘い汁を吸おうとする人たちは、法の隙間を狙って巧妙になりますから、「危ない」と思うのに遠慮はいりません。もしかしたら、テレビなどで「街中で声をかけられたことがデビューのきっかけになった」という話を聞いたことがある生徒もいるかもしれません。確かに、街中で声をかけてくる人が全て悪人ではないでしょう。それでも、街中で声をかけられて勧誘される場合、ステージ2 Step1「キャッチセールス」のように、自分の意図していなかった方向へ誘導される確率が高いわけです。この場合、相手が本当に悪人かどうかという客観的真実は問題ではなく、「**①危ないものには近付かない**」という観点から考えてもらうといいでしょう。

また、生徒の長い人生の中では、悪質業者の手口も変化することでしょう。この教材で、危険を察知する訓練をしても、それを上回る手口に出会うこともあるかもしれません。そんな時のために、「**②自分が本当に望んでいないことは断る勇気をもつ**」ことが大切になってきます。巧妙な悪質業者であればあるほど、そのときはあたかも自分が望んでいるような気にさせるかもしれません。しかし、路上でいきなり声をかけられて勧誘されても、自分が元々何をしに来たかを思い出して、「本当に自分が望んでいることなのか」を考えるとよいでしょう。

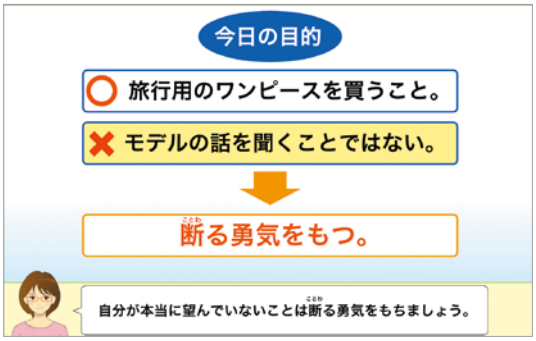

それでも、消費者問題は、手を変え品を変え、起きるのですから、生徒がトラブルに巻き込まれることがあっても不思議ではありません。そうなったら、悪いのは、強引に契約させた方であって、「**③臆することなく相談してほしい**」と、伝えていただければと思います。相談先は、まずは身近な大人でもいいですし、消費生活センターなどの公的機関でも構いません。相談先が、必要な知識、またはその知識をもった人を教えてくれるはずです。

3. 成年後見制度の後見人（保佐人）って何するの？

※成年後見制度を利用したゆりさん（仮称）との体験を書いたものです。

(1)「ゆりさん」と「私（保佐人）」との出会い

「こんにちは。ゆりといいます。」私とゆりさんは、区役所の担当者の紹介で初めて会いました。

ゆりさんは、40代の女性、愛の手帳は4度です。6年前に父親が他界し、母親と二人暮らしでしたが、1年前に母親も他界しました。一人っ子で独身、近くに頼れる親族もおらず、独り暮らしは困難であったため、母親が他界した後一時的にグループホームの体験枠で生活していました。

今回、成年後見制度を利用することになった動機は、さしあたって次の手続きをする必要があったからです。

(1)不明な財産の調査をして把握し、管理すること。
(2)父母の生命保険等の契約の有無を調査して、存在するならば保険金請求をすること。
(3)父母の財産の相続の手続きをすること。（母のみならず父に関する相続も未了でした。）
(4)障害年金の申請をすること。
(5)一時的に入居しているグループホームから別のグループホームと契約をし、実際に転居をすること。

財産は母親が全て管理していたため、ゆりさん名義の銀行預金通帳以外のことは何も分からない状況でした。区役所は財産関係についてはタッチできず、かといってゆりさんがこれらの手続きを行うことは大変難しく、誰かが代わりに手続きや支援をする必要があります。その誰かというのが成年後見人等です。

成年後見制度には、支援の程度に応じて成年後見人、保佐人、補助人の3種類があります（以下、まとめて「後見人等」といいます）。ただ、後見人等は、何もしなくても自動的に選ばれるわけではなく、家庭裁判所に申し立てて、選んでもらわなければなりません。ゆりさんの場合のように、何らかの手続きをする必要が出てきたときに、それが動機となって家庭裁判所に申し立てるケースが多いようです。

(2)ゆりさんの不安と成年後見制度の目的

私とゆりさんとは、私が正式に裁判所で後見人等に選任される前から何度も面談し、成年後見制度のことや、ゆりさんの普段の生活のことについていろいろな話をして、少しずつ人間関係を築いていきました。しかし、ゆりさんには、成年後見制度を利用する上で大きな不安がありました。

それは、「銀行の通帳や愛の手帳、他にも大事なものは全部後見人等に取り上げられてしまい、お金も少ししか渡してもらえず、とても息のつまりそうな生活になるのではないか」ということでした。

これは誤解です。成年後見制度は、後見人等が何でもかんでも本人から取り上げて管理する制度ではありません。本人の苦手なことを支援したり、間違えて結んでしまった契約を取り消したりすることで、本人を守るための制度です。

そこでまず、「後見人等はゆりさんの大事なものを取り上げたりはしない」ことを繰り返し伝え、「愛の手帳は今までどおり自分で管理してください」とお願いしました。

通帳の管理については、何度も相談して、ゆりさんも納得したうえで、次のように管理することになりました。

①ゆりさんは、郵便局の通帳1冊とそのキャッシュカード1枚を持つ。
②私は、それ以外の通帳とキャッシュカードを預かり管理する。
③私は、郵便局の通帳に1カ月分の生活費を毎月送金する。
④ゆりさんは、グループホームの利用料、昼食代など日常の生活費を管理する。
　スマートフォン代はゆりさん自身が利用状況を把握できるように、郵便局の通帳から口座引き落としとする。
⑤ゆりさんは、臨時支出が必要なときは私に連絡し、郵便局の通帳に送金してもらう。

もし、ゆりさんの希望が不明の場合、後見人等は、本人にとって最善と思われる方法で支援します。ただ、これまで一緒に生活をしてきたご親族ならともかく、最近出会ったばかりの私には、何が最善なのかなかなか分かりませんでした。その

ため、月1回程度の面談や、電話でのやり取りを通じて、「人となり」や考え方を少しでも多く、深く理解できるように努めています。もし、ゆりさんの親族がご存命だったら、たくさんお話をさせていただきたかったなと思います。

(3)ゆりさんの保佐人になって最初にしたこと

裁判所でゆりさんの保佐人に選任された後、私は保佐人として、当初の目的であった左記(1)～(5)の手続きをスタートし、約半年でおおよそ完了しました。

また、ゆりさんの母親のご遺骨が納骨堂に一時的に安置されている状態と聞いていましたので、父親の眠る霊園墓地と連絡して埋葬の手配をしました。当日は、ゆりさんと二人でお坊さんの読経を聞きながら母親の納骨を済ませました。後日、グループホームの部屋に置けるくらいの小さな仏壇を一緒に買いに行きました。こうして少しずつ信頼関係も、できてきたように思います。

(4)ワンクリック詐欺事件

ある日、携帯電話にゆりさんからの着信が5回立て続けに入っていました。これはただ事じゃないと思い、すぐに電話をすると、涙声のゆりさんが出ました。事情を聞くと、次のような話でした。

> 「あ」で始まる言葉をスマートフォンで検索しようとしたところ、エッチなサイト(アダルトサイト)に間違ってつながってしまった。「登録料5万円を払えと画面に出て、払えないなら電話をするように」と書いてあったので、電話をした。電話に出た男性に「自分は障害者なので支払えない」と言ったら、「愛の手帳を送れ。送らなかったらグループホームに来る」と怖い声で言っている。「保佐人さんに聞いてまた電話をします」と言ってとりあえず電話を切った。怖い。どうしよう。

私は、とっさに、「私を思い出して、連絡してきてくれてありがとう」と言いました。心の底からよかったと思いました。そして、「5万円を払う必要はない。愛の手帳を送ってはいけない。グループホームの場所は分からないから、業者が来ることはない」と話をしました。ゆりさんは「クリックした自分に責任がある」というので、「ゆりさんは悪くない」と説得しました。

翌日、携帯ショップに一緒に行き、着信やメールを拒否する設定をしてもらいました。順番待ちをしながら改めて今回の話をしたところ、ゆりさんはこういう詐欺があることも、相手に電話をしてはいけないことも知っていました。ところが、自分が実際に被害にあうと、電話をしてしまい、さらに自分が悪いと思ってしまったことにショックを受けていました。「また同じようなことがあったら、相手に電話をしないで、先に私に連絡してね」と伝えました。

成年後見制度　あるあるQ&A

Q1　成年後見制度利用の動機となった手続きが終了したら、成年後見制度は終わるのですか？もしくは止められるのですか？

A1　終わりませんし、止められません。

例えば、ゆりさんが問題なく財産の管理などを自分一人でできるようになったのであれば終わります(止められます)。でも、ゆりさんが支援やお手伝いを必要とする状況が変わらない場合、成年後見制度を止めることはゆりさんにとってマイナスなことなのでできません。

Q2　「この人を後見人等にしたい」と指定できますか？

A2　候補者を立てることはできますが、家庭裁判所が審理のうえ適任者を選任するので、そのとおり選ばれるとは限りません。そして裁判所の判断に不服申立てはできません。

Q3　後見人等には、いつ、いくら、報酬を払わなければいけないの？

A3　後見人等が報酬をもらうタイミングは通常年に1回です。後見人等は、直近の1年間ご本人のために何を行ってきたか、家庭裁判所に財産目録や通帳のコピーなど様々な書類を付けて報告をします。

家庭裁判所は報告内容に不明点や疑問点があれば、後見人等に説明を求めたり追加資料を出すように指示します。問題がなければ、「後見人等の1年間の働きに対し○○円の報酬を与える」という内容の審判をします。

そして後見人等は審判があった報酬をご本人の財産の中から受領します。金額の目安としては、ご本人の流動財産の合計額が1,000万円超～5,000万円以下の場合で、月額3万円～6万円です。このほか、不動産を売却するなど特別な仕事をした場合は前記の報酬に相当額がプラスされます。

4. 卒業後の家計管理のために

知的障害者によく見られるトラブル事例を川柳であらわしたものです。知的障害の特性として、目の前の刺激が強いと我慢できなくなったり、長期の見通しが苦手だったりするため、金銭トラブルが多くあるのも事実です。

知的障害が軽度の生徒の多くは、高校卒業後、就職します。自分のお金は自分で管理したい！ これは、ごく当たり前な気持ちでしょう。知的障害者の特性として、導入には時間がかかるが、慣れたり、好きになったりすると、比較的容易に継続できることから、生徒には、「計算が苦手でも、金銭感覚を身に付けることができる」ことを伝えます。

◆給料の　すべてが小遣い
おれだけセレブ

◆あればあるだけ
1円も残さず使う　完全主義

◆通勤着　ボロボロでもいい
ゲームが欲しい

◆友におごらせ　親にはせびり
ひたすら貯金の　自称「堅実」

◆100均で
月に1万100アイテム

◆「本日限り」そのまま信じて
買いあさり

◆緊急用　チャージのお金は
菓子に化け

(1)軽度の知的障害者の収入

軽度の知的障害者の場合、就労可能であること、20歳になると障害の程度によって障害基礎年金を受給できることから、本教材では、ちえとまなぶの20歳以降の手取り収入を約16万円としました。詳細は以下の通りです。

特別支援学校には、児童養護施設、福祉型障害児入所施設から通っている生徒がいます。18歳を過ぎた生徒たちは、学校卒業後間もなく施設を出ていくことになります。

20歳になるまでは、障害年金の受給はできません。また、誰もが障害年金の認定基準を満たすと判断されるわけではないため、生活の原資として生活保護を検討することとなります。

表1　Web版読本で例示した20歳以降の収入の計算根拠（東京都の場合）

給与：95,000円（手取り収入）
時給932円（※1）×6時間×20日=111,840円
月収111,840円－社会保険料17,600円（※2）≒95,000円
障害基礎年金：65,000円（2016年4月からの障害基礎年金2級支給額）
780,100円（年間支給額）÷12か月≒65,000円

※1　2016年10月改訂の東京都最低賃金
※2　健康保険料 約6,000円+厚生年金保険料 約11,000円+雇用保険料 約600円

生活保護は、自分の住まいの近くにある福祉事務所の窓口で申請します。

申請の仕方が分からなかったり困ったりした場合、以下の無料相談窓口に相談するとよいでしょう。

【相談窓口】

東京司法書士会　総合相談センター☎03-3353-9205（四谷）　三多摩総合相談センター☎042-548-3933（立川）
東京弁護士会の生活保護相談☎03-5714-0081（蒲田）　☎03-5979-2855（池袋）　☎03-5284-5055（北千住）

(2)収入の範囲で計画的に使おう

施設やグループホームで自活するためには、収入の範囲で計画的に金銭を管理する知恵を身に付けることが重要です。そのためには、「必要なもの」と「欲しいもの」を見極め、優先順位を付けることの重要性を伝えることが大切です。1つの方法として、月収を小分けにして管理する方法を紹介します。

①生活に必要なお金

生活するために必要なお金に優先順位を付けさせます。「**毎月決まってかかるお金**」「**生活に必要なお金**」「**あるとうれしいお金**」の順番に封筒に入れさせます。その際、実家に住み就労し、障害基礎年金をもらう場合、経済的には自立できるため、「毎月決まってかかるお金(食費、家賃、水道光熱費等)」については、家に入れるよう、アドバイスしています。

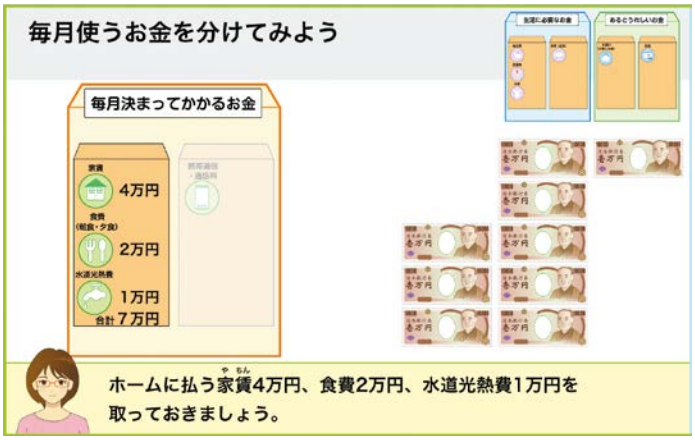

②毎月使うお金には優先順位がある

「**毎月決まってかかるお金**」と「**生活に必要なお金**」との大きな違いは、固定費と変動費です。固定費である「**毎月決まってかかるお金**」は、先に分けたらグループホーム、または家の人に払えばよいお金ですが、「**生活に必要なお金**」は自分で管理しなければいけません。

ここで気を付けたいのは、食費を削って好きなものを買うことのないようにすることです。そのためには、「必要な物」と「欲しい物」の区別を見極められるような指導が大切となってきます。

食費の袋は、1か月の管理が難しい場合、1週間ごとに袋に入れる、500円玉にして、毎日1個ずつ使うなどの工夫も必要でしょう。なお、食費の計算は平日500円、休日2日分2,500円とし、1週間で5,000円の計算としています。※詳細はP12.13 家計管理用仕分けシート「ワケルくん」参照。

③あるとうれしいお金

お小遣いとは、「決済権が本人にあるお金」です。お小遣いは、「Aを買ってしまったために、Bが買えない」といった失敗体験からやりくりを学んでいく人生教材といってもいいでしょう。

ここでは、お小遣いを食費と同様、平日500円、休日2日分2,500円とし、1週間で5,000円の計算とし、1か月分を袋に入れています。さらに1週間ごとに袋を分けて管理する方法もあります。休みの日に楽しむお金が残るようにするには、1週間を2つに分けて、平日用と休日用にするのも得策でしょう。

お楽しみ予算

月刊雑誌、映画、ボーリング等と楽しむために、日々のちょっとした「小物用お小遣い」とは別に「大物用お楽しみ予算」を組むのもいいでしょう。その際、例えば、携帯電話の通信・通話料の余りをお楽しみ予算と設定するのも一つの方法でしょう。もし、予算を1万円と設定した場合、先月の携帯電話の通信・通話料が7,000円なら今月のお楽しみ予算は3,000円、9,000円になってしまったら、お楽しみ予算は1,000円となるわけです。携帯電話の通信・通話料は滞納すると、利用を止められてしまうこともあることを合わせて伝えたいものです。そうすることで、携帯電話の通信・通話料の節約だけでなく、通信・通話料を滞納せず、確実に払っていくことにもつながります。

1. 都立知的障害特別支援学校高等部における各教科等の消費者教育の扱いについて(例)

学部						
教科	社会		数学			
ねらい	・公共施設や公共物などの働きを理解し、それらを適切に利用する。 ・公共物が社会生活をより快適に営むのに必要なものであることを知る。	・政治、経済などの社会的事象に関心をもち、基礎的な知識への理解を深める。	・多い少ない、大きい小さいなどの概念を理解して選べる。	・日常生活で活用できる時間や数量、長さ、重さ、お金などの単位を理解し計算ができる。	・職業生活に必要な知識や態度を身に付ける。	
単元	公共施設や 公共物の利用	私たちのくらしと経済	お金の学習 買い物学習	実務 金銭の取扱い	社会や職場における ルールやマナー	
指導時数 (単位時間)	5	5	4	6	4	
主な 学習内容	・交通機関を代表とする公共物の社会での働きや役割を知る。	・生産、流通、販売、消費などの経済活動の基本的な知識を身に付ける。	・お金の役割を知る。	・様々な硬貨や紙幣の種類や価値を知る。	・自分の分担に責任をもち、他の者と協力して作業や実習をする。	
	・ICカードを利用して交通機関を利用する方法を知る。	・多くの人々の働く様子を知り、労働と収入の関係を知る。	・様々な硬貨や紙幣の種類や価値を知る。	・金銭の計算ができる。	・同僚や上司、友人との人間関係について、ルールやマナーを学ぶ。	
	・ICカードの入金(チャージ)の方法や自動券売機で目的地までの乗車券を購入する方法を知る。	・経済的にも時間的にも計画を立てて、生活することの必要性を知る。	・買い物などをし、支払いに必要なお金の計算をする。	・収入や支出など金銭に関する事項が分かり、出納帳などを生活の中で活用する。		
指導の工夫	・模擬体験教材等を活用し、実生活に活かせる力を身に付ける。	・生産物やお金の具体的な流れを中心に説明し、流れを実感できるようにする。	・買い物手順を覚え、手本を見てお金を出し、買い物ができる。 ・お店屋さんを模倣し練習をする。	・文化祭の販売学習や修学旅行の買い物学習を想定した課題を取り入れる。 ・生徒の学習進度に合わせて金銭計算を取り入れる。	・具体的な場面を設定する。 ・ロールプレイングを通して正しい言動を身に付ける。 ・問題点や「相手はどう思うか」について考える。	
Web版読本 での 取り扱い	**ステージ1** ・Step3　賢く使おう! 電子マネー	**ステージ3** ・Step2　自分のお金で生活する! ・Step3　大切に使おう! クレジットカード	**ステージ1** ・Step1　モノやサービス値段当てゲーム ・Step2　お釣りの少ない支払い方ゲーム	**ステージ1** ・Step1　モノやサービス値段当てゲーム ・Step2　お釣りの少ない支払い方ゲーム **ステージ3** ・Step2　自分のお金で生活する!	**ステージ3** ・Step1　お金の貸し借りはトラブルの元	

高等部					
	職業			家庭	情報
	・職業生活に必要な健康管理や金銭管理、社会制度についての理解を深める。		・社会人としての必要な様々な知識や態度、ルール、マナーを身に付ける。	・社会生活に必要な知識や体験を増やし、社会人としての資質を養う。	・情報社会における危険性やモラルについての知識を身に付ける。
	金銭管理・消費生活		公的機関の支援や病院、銀行などの役割	買い物学習 市場調査 物の値段を調べる 家計簿をつける 収支の学習	インターネット利用のルールとマナー
	3	3	4	20	4
	・基本的な金銭の管理や使い方を学ぶ。	・キャッシュカード、電子マネー、消費者金融などの仕組みを知る。	・地域の相談機関や福祉事務所等の役割を知り、利用の手続きを知る。	・物価の相場を知り、金銭管理を学ぶ。	・インターネットや携帯電話のルールやマナーを知る。
	・インターネットショッピングなどの通信販売利用の注意点を知る。	・財布、通帳、印鑑、カード類、暗証番号などの管理方法を知る。	・卒業後、学校との連携を取ったり、同窓会などに参加したりすることの大切さを知る。	・(主にスーパーで売っているような日用品の) 物の値段を学ぶ。	・ネットワークとの接続に必要なIDとパスワードの役割を知る。
	・キャッチセールスなどの悪質な商法から身を守る方法を身に付ける。				・収集した情報や発信する情報の取り扱いの決まりやマナーを守って活用する。
	・生徒が興味・関心をもち、また、理解しやすい教材やワークシートを準備する。	・生徒が興味・関心をもち、理解しやすい教材やワークシートを準備する。	・具体的なケースと地域の支援機関を取り上げる。	・教科書や写真、具体物を利用する。 ・手順書等を用意し課題、目標時間、約束事、注意点を明確にする。	・知識を得るだけでなく、模擬体験教材等を活用し、実生活に活かせる力を身に付ける。
	ステージ2　契約トラブル ・全般 (契約トラブルにあった場合の対処法)	**ステージ1** ・Step3　賢く使おう！電子マネー **ステージ3** ・Step3　大切に使おう！クレジットカード	**ステージ2**　契約トラブル ・全般 (消費生活センターへの相談を学習する)	**ステージ1** ・Step1　モノやサービス値段当てゲーム **ステージ3** ・Step2　自分のお金で生活する！	**ステージ2** ・Step3. 4 ・架空請求、不当請求 ・通信販売 (オンラインゲーム)

2. Web版消費者教育読本を活用した授業展開例及びワークシート

授業展開例① ステージ1　Step3　賢く使おう！電子マネー

●想定する授業スタイル

教科　　職業

●小単元名　　賢く使おう！　電子マネー

小単元の目標　　電子マネーと現金の違いを理解する

●単元名　　金銭管理・消費生活

ねらい　　職業生活に必要な金銭管理についての理解を深める。

時間数	1時間目	2時間目	3時間目
小単元名	本時	消費者被害にあわないために	消費者金融の仕組みと注意点

●Web版読本の立ち上げ方（検索ワード）

①「東京くらしWEB」と入力し、右のバナー

をクリック

②「ちえとまなぶの　ず～っと役立つお金の話」のバナーをクリック

●本時の展開

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	●自分の知っている電子マネーをワークシートに記入する。	・電子マネーとは何かを説明する。 ・電子マネーが生活に浸透していることに気付かせる。	ワークシート①
展開Ⅰ 10分	●Web版読本で「賢く使おう！電子マネー」を疑似体験する。 ●ワークシートに記入したお金の流れを追いながら、電子マネーの特徴を確認する。	・漫画付きワークシートに、現金と電子マネーのお金の移動を記入しながら、進めるように伝える。 ・現金と電子マネーのお金の移動が、日常生活の中で自然に行われていることに、気付かせる。	Web版読本 ワークシート①
展開Ⅱ 20分	●電子マネーの特徴を現金と比較して整理する。	・電子マネーの特徴（メリットとデメリット）を整理しながら、以下の特徴に気付かせる。 【メリット】 ・電子マネーをかざすだけで決済ができる。 ・小銭がいらない。 【デメリット】 ・前払いの場合、お金の価値が記憶されていないと使えない。 ・いくら使ったのか分かりにくい。 ・電子マネーは使える場所が限られている。	指導者用資料 （パワーポイント） ワークシート①
展開Ⅲ 10分	●主人公は、どうすればよかったのか、話し合う。 ●実生活に役立つ知恵を身に付ける。	・電子マネーの特徴を知らなかったことが、このような困ったことが起きた原因であることに気付かせる。 ・発表者が指摘した問題の場面を取り上げ、生徒自身が解決の糸口を見つけるように促す。 例） ・困ったときは誰かに相談することが大切である（駅員など）。 ・乗り越しの精算は、現金でも可能である。 ・現金精算できる乗り越し精算機もある。	指導者用資料 （パワーポイント） ワークシート①
まとめ 5分	●学習内容をワークシートにまとめる。	・電子マネーの利用について、今後気を付けようと思うことを発表する。	ワークシート①

※生徒用ワークシートは教材紹介ページからダウンロードできます。

ワークシート①　賢く使おう！ 電子マネー

月　　日(　)　　年　　組　名前

1. 最近は、現金の代わりに代金を支払うことのできる電子マネーが増えています。
知っている電子マネーの名前と、どんなところで利用できるか、記入してみましょう。

電子マネーの名前	利用できる場所		
Suica	駅	コンビニエンスストア	自動販売機
nanaco	スーパーマーケット	ファミリーレストラン	ドラッグストア
iTunesカード	インターネット		

2. Web版読本を見て、まなぶさんが使ったお金の流れを［　　］に記入しましょう。
次に、電子マネーの特徴について考え、(　　)の中に当てはまる言葉を書きましょう。

まなぶさんが使ったお金の流れ			
まなぶの行動	現金	電子マネー	電子マネーの特徴
最初に持っていたお金	［1,200］円	［500］円	
電子マネーで駅の改札を通る。		0円	(切符)を買わなくても電車に乗れる。
自動販売機で160円のお茶を買う。		−160円 ［340］円	(小銭)がいらない。
CHECK!! **自動改札機で電車賃350円を払おうとする**（電子マネーの残額が不足している）。			・電車賃がいくらかかるか(分かりにくい)。
電子マネーに1,000円をチャージする。	−1,000円 ［200］円	+1,000円 ［1,340］円	・先にお金を(チャージ)しておかないと、使えない。
自動改札機で350円を払う。		−350円 ［990］円	
レストランで500円のハンバーグを食べようとする。		※まなぶさんが入ったレストランでは、電子マネーは使えない。	・使える場所が(限られて)いる。

3. まなぶさんはどうすればよかったのでしょうか。話し合ったことを書きましょう。

例)・お茶を現金で買えばよかった。・予備の現金を用意しておけばよかった。
・前日に、電子マネーの残額を確認してチャージしておけばよかった。
・電車賃を精算するときにのりこし精算機をよく見て、10円だけ払えばよかった。など

4. まとめ　電子マネーの利用について、今後気を付けようと思ったことを書きましょう。

例)・出かける前に電子マネーの残額を確認しようと思った。
・電子マネーをいくら使ったか、確認しようと思った。

授業展開例② ステージ2　Step4　オンラインゲーム課金にご用心

●想定する授業スタイル
教科　　職業
●小単元名　　経済生活について
小単元の目標　支出と収入、生活費の内訳について理解を深め、正しい金銭感覚を身に付ける。
●単元名　　金銭管理・消費生活
ねらい　　職業生活に必要な金銭管理についての理解を深める。

時間数	1時間目	2時間目	3時間目(本時)
小単元名	給料と生活費	いろいろなカード ～使い方に気を付けて！～	いろいろなカード ～課金ゲームの落とし穴～

●Web版読本の立ち上げ方(検索ワード)
①「東京くらしWEB」と入力し、右のバナー

をクリック
②「ちえとまなぶの　ず～っと役立つお金の話」のバナーをクリック
●本時の展開

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	●前回(2時間目)のおさらい カードの種類や利便性、危険性の確認 ●本時の流れ、目標の説明	・前回学習したカードの種類や利便性、危険性について再確認する。 ・授業のねらいは、導入とまとめで確認する。	前回の資料、プリント等 指導者用資料 (パワーポイント)
展開Ⅰ 10分	●Web版読本「オンラインゲーム課金にご用心」を疑似体験する。 ●漫画付きワークシートに気付いたことを記入する。	・「自分が主人公の立場ならどうするか」考えながら、進めるように伝える。	Web版読本 ワークシート②
展開Ⅱ 20分	●どこが問題だったか、発表する。 互いの意見からそれぞれの問題点を考える。 ●生徒の意見に基づき、問題点を整理する。	・発表者が指摘した問題の場面を取り上げ、生徒自身が解決への糸口を見つけられるようにを促す。	指導者用資料 (パワーポイント)
展開Ⅲ 10分	●Web版読本 「オンラインゲーム課金にご用心」を振り返り、「ポイント付きで見る」を再度疑似体験する。	・振り返りポイント①「頭を冷やす」行動について、具体的に考えさせる。 ・振り返りポイント②「クレジットカード」について大切なことをまとめる。	Web版読本 指導者用資料 (パワーポイント)
まとめ 5分	●学習内容をワークシートにまとめる。	授業のねらいをまとめで繰り返し伝える。 1．オンラインゲームで課金する前に、家族に確認する。 2．家族や他人のクレジットカードは絶対に使わない。 3．誘惑に負けて課金してしまったら、隠さずに、 できるだけ早く誰かに相談する。	ワークシート② 指導者用資料 (パワーポイント)

※生徒用ワークシートは教材紹介ページからダウンロードできます。

ワークシート②　ステージ2　オンラインゲーム課金にご用心

月　　日(　)　　年　　組　名前

1. Web版読本を見てから、次の4つの場面について、あなたがまなぶさんならどうするか考えてみましょう。

	① ガチャ引くには1回300円くらいかかるし、1回で出るわけないからなあ。 そんなにお金ないし。でも欲しいなあ。	例)　お金を使いたくないので、ガチャをしない。 お小遣いで電子マネーを買って使う。 課金する前に、親に相談する。
	② 母さんったら財布おきっぱなしじゃん。 あっ。いけね。	母のカバンに財布をしまう。後で「財布出しっぱなしだったよ」と教える。中身を確認する。 そのままにする。
	③ これはもしやクレジットカード。ガチャはもちろん、何だって買えると言う魔法のカード。	自分のものではないクレジットカードは使ってはいけないので、財布にしまう。 興味があるので使う。
	④ まなぶ！ まさか母さんのカードだまって使ってないよね。すっごい請求がきたんだけど。30万円よ！	とにかく謝る。消費生活センターに相談する。 もっと早く相談すればよかったと後悔する。 知らないふりをする。

2. Web版読本の「振り返りポイント付きで見る」を再度見てみましょう。それぞれのポイントをまとめましょう。

振り返りポイント①「レアキャラやアイテムが欲しくなったときは、立ち上がって違うことをして頭を冷やす。」あなたなら、具体的にどんなことをしますか。

例)　歯を磨く。　音楽を聴く。　友達と遊ぶ。　ストレッチをする。　寝る。　テレビを見る。
親に、課金していいか聞いてみる。

振り返りポイント②「クレジットカードは、魔法のカード?」(　　)に当てはまる言葉を書きましょう。

クレジットカードは「魔法のカード」では(　な　い　)。
クレジットカードの利用は、(　借　金　)をしてモノを買うこと。
親名義のクレジットカードはたとえ(　家　族　)でも、絶対に使わない。

3. まとめ　今日学んだことで大切なことを3つ書きましょう。

① オンラインゲームで課金する前に、家族に確認する。
② 家族や他人のクレジットカードは、絶対に使わない。
③ 誘惑に負けて課金してしまったら、隠さずにできるだけ早く、誰かに相談する。

授業展開例③　ステージ3　Step1　お金の貸し借りはトラブルの元

●想定する授業スタイル
教科　　職業
●小単元名　　お金の貸し借りはトラブルの元
小単元の目標　　お金の扱いに関するルールやマナーを学ぶ
●単元名　　社会や職場におけるルールやマナー
ねらい　　給料や金銭の価値を確認するとともに、扱うのに必要な知識や態度を身に付ける。

時間数	1時間目	2時間目	3時間目	4時間目
小単元名	給料と生活費	こづかい(交際費)とお金の価値	本時	ロールプレイで確認しよう

●Web版読本の立ち上げ方(検索ワード)
①「東京くらしWEB」と入力し、右のバナー

をクリック
②「ちえとまなぶの　ず～っと役立つお金の話」のバナーをクリック
●本時の展開

時間	主な学習活動	指導上の留意点	教材・資料
導入 5分	●本時の流れ、目標の説明	・電子マネーを使った経験や割り勘をした経験を発表する。	
展開Ⅰ 20分	●Web版読本「電子マネーもお金のうち」を読む。その際、漫画付きワークシートの問題だと思うセリフに線を引く。	・漫画は、Web上だけでなく、印刷して閲覧することも可能。	Web版読本「電子マネーもお金のうち」 ワークシート③-1
	●本事例の問題点を考え、発表する。	発表例) ・ねだるが、まなぶにお金を借りたこと。 ・ねだるが「後で返す」と言いつつ、まなぶにお金を返していないこと。	
	●ワークシートに、自分が主人公の立場ならどうするかを書き、発表する。	・お金は原則貸さないことを伝えるとともに、「上手な断り方」を考えさせる。	ワークシート③-1
	●生徒の意見に基づき、貸し借りの注意点、対応策について考える。	・電子マネーも大切なお金であることを理解する。 ・電子マネーは貸し借りの実感が薄くなることを確認する。	
	●まとめの(　　)に当てはまる言葉を記入する。	・電子マネーもお金のうち。 ・お金の貸し借りはしない。	ワークシート③-1
展開Ⅱ 20分	●Web版読本「支払金額は平等に」①から③までを読む。	・所持金が多い少ないにかかわらず、みんなで使った料金は、原則平等に支払うことを知る。	Web版読本「支払金額は平等に」 ワークシート③-2
	●ワークシートに、この場合はどのように支払ったらよいかを書き、発表する。	発表例) ・割り勘をするように提案する。	ワークシート③-2
	●後半の④と⑤を見て、「割り勘」の注意点等を知る。	・割り切れる事例と割り切れない事例を提示する。割り切れない場合、「全員が平等に、少しずつ多く支払うとよい」等、実生活の知恵を伝える。 ・割り勘の金額が不足しないように、遊びに行く前に必要なお金を確認するように指導する。	
	●ワークシートの問題をスマホの電卓機能を使って解く。	・実生活にすぐに役立つように、スマホを使って計算の指導を行う。	ワークシート③-2
まとめ 5分	●まとめの(　　)に当てはまる言葉を記入する。	・支払金額は平等に。 ・授業のねらいをまとめで繰り返し伝える。	ワークシート③-2

豆知識 実生活でどうしてもというときに
・どうしても貸さなければならない場合は貸した金額といつまでに返すか書いたメモをもらう。
・「いつ返してくれる?貸したことを○○に伝えるね」と言っておく。(○○は保護者や担任の先生など)

※生徒用ワークシートは教材紹介ページからダウンロードできます。

ワークシート③-1　電子マネーもお金のうち

電子マネーの貸し借りについて考えてみましょう。

問題だと思うところに線を引きましょう。

あなたがまなぶさんならどうするか書いてみましょう。

お金の貸し借りはトラブルになるから貸さない。

あなたがまなぶさんならどうするか書いてみましょう。

電子マネーもお金なので、返してくれるまで催促する。

まとめ　（　　）の中に言葉を入れましょう。

- 電子マネーも（ お金 ）と一緒。軽く考えてはいけない。
- お金は絶対に（ 貸さない ）。「あとで（ 返す ）」はあてにならない。
- お金は絶対に（ 借りない ）。その場で払えないなら（ 買わない ）。

ワークシート③-2　支払金額は平等に！

割り勘について考えてみましょう。

あなたならどのように支払いますか。書いてみましょう。

持っている金額に関係なく、全員で平等な金額で支払う。

まとめ　（　　）の中に言葉を入れましょう。

- みんなでかかったお金はみんなで（ 平等 ）に払うこと。
- 自分が持っているお金で足りるかどうか、遊びに（ 行く前 ）によく考える。

電卓を使って割り勘に挑戦!

問題

式）　　円 ÷ 　人 = 　　円

1. 2,500円を5人で割り勘しましょう。　2,500 円 ÷ 5 人 = 500 円
2. 3,980円を7人で割り勘しましょう。　3,980 円 ÷ 7 人 = 568.5714 円

消費者教育読本作成検討会委員

小野　由美子　東京家政学院大学現代生活学部現代家政学科　准教授
塩川　泰子　弁護士　マーベリック法律事務所
森　香苗　司法書士　森香苗司法書士事務所
浅見　信彦　東京都教育庁指導部特別支援教育指導課　指導主事
細川　信之　東京都立青峰学園　主幹教諭
丸尾　大樹　東京都立足立特別支援学校　主幹教諭

協力者
江國　泰介　社会福祉士

編集・発行　東京都消費生活総合センター
〒162-0823　東京都新宿区神楽河岸1-1　セントラルプラザ16階
Tel. 03-3235-1157　Fax. 03-3235-1505
東京くらしWEB　http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/

デザイン　株式会社文化工房
〒106-0032　東京都港区六本木5-10-31
Tel. 03-5770-7114

平成29(2017)年3月発行

Copyright (C) 2017 Tokyo Metropolitan Government All Rights Reserved